

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	阿万吹上町 (阿万吹上町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月1日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状、当地域で担い手として農業を営んでいる者が10年後には70歳以上となり、高齢化が進むことによってリタイアする農家が増加する可能性が高いと考えられる。

将来を考えた場合、農業経営体のあり方を現状の個人経営体から法人経営体に移行して行く必要があると考える。また、耕作地においても未整備のほ場がまだまだ多く基盤整備については必須であると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、水稻と露地野菜(玉葱、レタス等)を中心に農業を行っている。10年後には、農業従事者が減少していくことが想定されており、その対策を現時点から講じていく必要がある。

そのためには未整備田の基盤整備が必須であり、仮に地域において基盤整備が完了すれば、経営規模拡大と並行して地域特産野菜の生産においてブロック栽培が可能になり作物ごとに集約化することが可能となる。こうしたことが実現すれば、スマート技術を活用した防除作業や収穫作業等について効率化が図られると同時に新規就農者への農地の集積・集約も容易に可能となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
最低条件として、未整備のほ場整備が必要。 ほ場整備が完了すれば作物ごとに集約や大規模法人経営者に集積・集約も可能となる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
令和7年度以降は、利用権設定者のリスト及び契約期限を把握して、期限満了となったものについては本人の意向を聞き、順次中間管理機構に移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業計画区域の所有者の意見を聞きながら未整備のほ場整備を計画立案して進める。 また、基盤整備事業について勉強会などを適宜、開催して様々な基盤整備事業のメニューがある中、当地域が活用しやすい基盤整備事業がどれかを検討していく。 更に地域での実施か広域実施かについてもメリット・デメリットを含めて勉強会を重ねながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今は、個人主体経営から農業法人化に移行も検討し、新規就農者の確保・育成も同時に進めていく。 新規就農者については、既にIターン就農者を受け入れた実績があることから地域における受入体制や就農研修など受入から育成まで地域一体となって取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地域には数十年前から無人ヘリを使った防除事業を行うサービス事業体が存在しており、当該事業を引き継げる若者を育成し、将来的には当地域のみならず、広域で防除事業を行えるサービス事業体の育成を目指す。 また、地域計画に取り組んだことで地域内のほ場についてデータ化することの重要性を認識した。このことから賃貸借や作物の育成などについてスマート技術を導入して管理するサービス事業体の確保・育成にも取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①⑦ 既に当地区は南あわじ市のモデル地区となっており、防止対策が行われていない箇所について推進していく。更に地域計画で導入したZ-GISの地図を活用して目標地図を作成・更新しているが、防止対策が完了した農地と未対策農地で色分けを行いながら、計画的に防止対策を進めていきたい。更に狩猟資格者を現状の3名から増員し、守りの防止対策と並行して攻めの防止対策も検討していく。 ③⑦ ほ場整備完了後、本格的にスマート農業に取り組みたいと考えている。このため、当地域においてスマート農業技術活用促進法による生産方式革新実施計画に申請する者を選考し、認定を受けた者をサービス事業体として位置づけ、地域営農の活性化と効率化を進めていく。また、地域計画の区域は多面的機能支払制度の対象農地を全てカバーしているため、同制度を活用しながら保全・管理を進めていく。				